株式会社平和

証券コード：6412

第57回
定時株主総会 招集ご通知

開催日時　**2025年6月27日（金曜日）午前10時**

開催場所　東京都文京区後楽一丁目３番61号
東京ドームホテル 地下１階「天空」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項　議案　剰余金処分の件

HEIWA

PGM®

ACCORDIA GOLF

招集ご通知がスマホでも！

パソコン・スマートフォンからでも招集ご通知がご覧いただけます。

https://p.sokai.jp/6412/

株主のみなさまへ

証券コード 6412
2025年６月５日
東京都台東区東上野一丁目16番１号
株 式 会 社　平 和
代表取締役社長　嶺井　勝也

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたくお礼申しあげます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

1　当社ウェブサイト　**https://www.heiwanet.co.jp/ir/**
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株式関連情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

2　株主総会資料 掲載ウェブサイト　**https://d.sokai.jp/6412/teiji/**

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2025年６月26日（木曜日）午後６時まで**に議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

インターネット等により議決権行使していただく場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

書面（郵送）により議決権行使していただく場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

記

1 日　　時　**2025年６月27日（金曜日）午前10時**

2 場　　所　東京都文京区後楽一丁目３番61号
東京ドームホテル　地下１階「天空」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3 目的事項

報告事項
1．第57期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第57期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項　議案　剰余金処分の件

以上

- 書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 書面（郵送）による議決権行使において、議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さま１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。代理人ご出席の際は、議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 書面交付請求をいただいた株主さまには、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
  ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
  したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

インターネット等による議決権行使のご案内

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、
議決権行使サイトにログインすることができます。

STEP 1

議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

STEP 2

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる
議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行㈱　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027（通話料無料／受付時間 午前９時～午後９時）

機関投資家のみなさまへ ≫ 機関投資家のみなさまにつきましては、㈱ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト **https://evote.tr.mufg.jp/**

STEP 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

STEP 2 議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

STEP 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

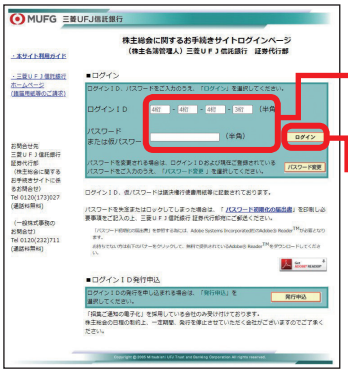

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

第57回定時株主総会の運営に関するご案内

【お体が不自由な株主さま、障がいをお持ちの株主さまへ】

●株主総会会場では以下の準備をしておりますので、必要な株主さまはご遠慮なくスタッフまでお声がけください。

・車椅子専用スペース

・筆談ボード

●株主総会会場には、車椅子の方がご利用いただける多目的トイレが設置されていますので、ご利用ください。

●手話通訳や介助が必要な株主さまは、通訳者や介助者を１名に限り同伴してご出席いただくことができます。ただし、通訳者や介助者が議決権を行使したり、質問をしたりすることはできませんので、ご了承ください。同席をご希望の場合は、当日受付にてお申し出ください。

●ご来場にあたりサポートが必要な方は、準備の都合上、2025年６月20日（金）までに以下の窓口までご連絡ください。

（株主総会に関するお問い合わせ先）　株式会社平和　経営企画グループ

03-3839-0701（受付時間：午前9時30分～午後6時（土・日・祝日を除く））

【株主総会のお土産について】

●株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

【オンデマンド配信のお知らせ】

●本年の株主総会につきましては、オンデマンド配信を予定しており、配信の準備ができ次第、当社ウェブサイト（https://www.heiwanet.co.jp/ir/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案　剰余金処分の件

当社は、企業価値の増大を図りながら、株主のみなさまに利益還元を図ることを経営の最重要課題と考えております。具体的には事業計画、財政状態、経営成績、配当性向及び純資産配当率等を総合的に勘案し、安定配当を行うことを基本方針としております。

第57期の期末配当につきましては、上記基本方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類	**金銭**といたします。
2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	**当社普通株式１株につき金40円といたしたいと存じます。** **なお、この場合の配当総額は3,945,086,800円となります。** （これにより年間配当金は、１株につき中間配当金40円を含め、合計80円となります。）
3 剰余金の配当が効力を生じる日	**2025年６月30日**といたしたいと存じます。

以上

（ご参考）

業績サマリー

業績ハイライト

売上高
145,867 百万円
前期比 7.0%増

営業利益
27,690 百万円
前期比 18.2%増

経常利益
21,332 百万円
前期比 6.2%減

親会社株主に帰属する当期純利益
13,064 百万円
前期比 21.4%減

売上高

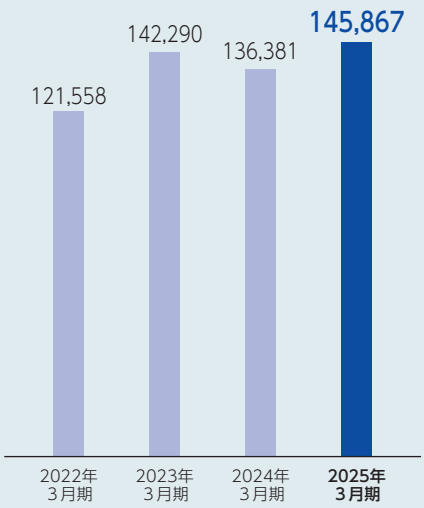

営業利益

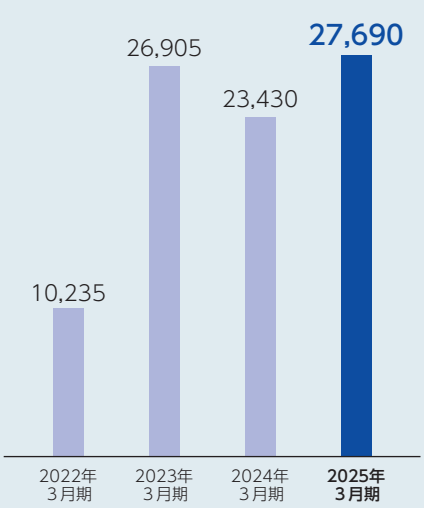

親会社株主に帰属する当期純利益・1株当たり当期純利益

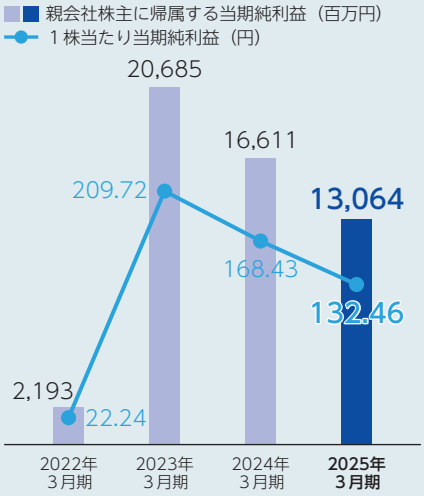

事業報告 (2024年４月１日から2025年３月31日まで)

1 企業集団の現況

(１) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

遊技機業界では、パチスロ機は遊技機メーカー各社より稼働実績が良いスマートパチスロが多数登場し、良好な市場環境が継続しております。一方でパチンコ機は、スマートパチンコが徐々に普及しつつあり、また、新しいゲーム性である「ラッキートリガー」を搭載したヒット機種の登場など明るい材料も見られ、今後の市場活性化が期待されております。

ゴルフ業界におきましては、猛暑や台風、大雨など気象的な要因を主として全国ゴルフ場の来場者数が前年と比較して減少しましたが、ゴルフプレー需要は底堅く推移しました。コロナ禍を契機に急伸した来場者数は2022年度をピークに一服感はみられるものの、依然として高い需要は続くものと見込んでおります。

このような経営環境下、当社は2025年１月31日付で㈱アコーディア・ゴルフ（以下「アコーディア・ゴルフ」といいます。）の全株式を所有する「PJC Investments㈱（現㈱アコーディア・ゴルフホールディングス）」の全株式を取得（以下「本株式取得」といいます。）し子会社化いたしました。

アコーディア・ゴルフがグループインすることで、当社グループが保有するゴルフ場は2025年３月末日時点において、アコーディア・ゴルフが有する172カ所、ＰGMが有する149カ所とあわせ、合計321カ所となり、世界最大のゴルフ場保有会社となります。

今後、カジュアルで若者や女性がプレーしやすいアコーディア・ゴルフが加わり、従来からの日本のゴルフの良さを貫くＰGM、ハイグレードでホスピタリティ溢れる接客を提供する「GRAND PGM」と共にすべてのゴルファーのニーズに応えるブランドポートフォリオの充実を図ってまいります。

当連結会計年度における業績は、売上高145,867百万円（前期比7.0％増）、営業利益27,690百万円（前期比18.2％増）、経常利益21,332百万円（前期比6.2％減）、親会社株主に帰属する当期純利益13,064百万円（前期比21.4％減）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

（遊技機事業）

遊技機事業は、パチンコ機は「Pルパン三世 ONE COLLECTION」、「P戦国乙女７ 終焉の関ヶ原」等を発売し、販売台数55千台（前期比26千台増）、パチスロ機は「L ToLOVEるダークネス」、「Lルパン三世 大航海者の秘宝」等を発売し、販売台数50千台（前期比14千台減）となりました。

売上高につきましては、パチスロ機の販売台数が減少したものの、パチンコ機の販売台数が増加したことにより、前期比で増収となりました。利益面につきましては、利益率の高いパチンコ機のゲージ盤販売が増加したこと、リユースによる売上原価低減の取り組み等により、前期比で増益となりました。

以上の結果、売上高45,499百万円（前期比13.3％増）、営業利益11,858百万円（前期比71.4％増）となりました。

（ゴルフ事業）

ゴルフ事業は、2024年７月から花の木ゴルフクラブをハイグレードゴルフ場ブランド「GRAND PGM」として運営開始したほか、ナイターゴルフの呼称を「Night Golf」に変更することにより、幅広いゴルファーへの訴求を図るとともに、新たに４ゴルフ場で「Night Golf」の運営を開始いたしました。さらに、「Cool Cart」（送風機付ゴルフカート）の導入台数を1,000台から4,000台に増強するなど、多様化するニーズへの対応や猛暑への対策を目的とした競合他社との差別化施策を一段と推進しました。M＆Aでは「一志ゴルフ倶楽部」を取得し、2024年10月より運営を開始いたしました。また、「竜王ゴルフコース」を取得し、2025年３月より運営委託を開始いたしました。

売上高につきましては、各種施策に一定の成果が見られ来場者数が堅調に推移したこと、需要を取り込んだ価格設定により顧客単価が上昇したこと、新規にゴルフ場を取得したこと等により、前期比で増収となりました。利益面につきましては、各種原材料価格や水道光熱費の高騰、賃上げによる人件費の増加等の影響に加え、本株式取得に伴うアドバイザリー費用等を計上したことにより、前期比で減益となりました。なお、本株式取得は2025年３月31日をみなし取得日としているため、PJC Investments ㈱（現㈱アコーディア・ゴルフホールディングス）の業績は2026 年３月期から当社の連結業績に反映されることとなります。

以上の結果、売上高100,367百万円（前期比4.3％増）、営業利益18,450百万円（前期比4.2％減）となりました。

連結業績ハイライト

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
145,867 百万円	27,690 百万円	21,332 百万円	13,064 百万円
前期比 7.0 ％増	前期比 18.2 ％増	前期比 6.2 ％減	前期比 21.4 ％減

遊技機事業

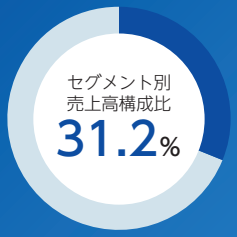

P戦国乙女7 終焉の関ヶ原

©HEIWA
Character design by SHIROGUMI INC.

Lルパン三世 大航海者の秘宝

©モンキー・パンチ／TMS・NTV

HEIWA　OLYMPIA
OLYMPIA ESTATE　Amt

売上高

45,499 百万円

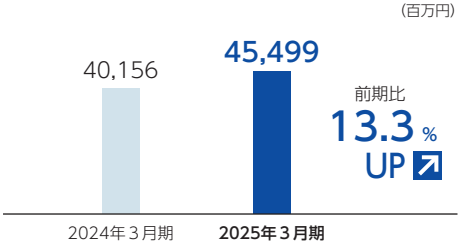

営業利益

11,858 百万円

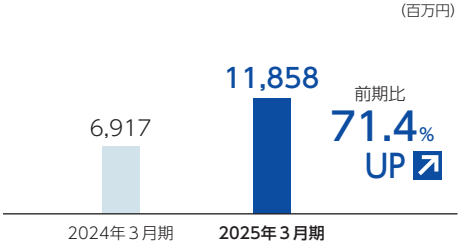

業績のポイント

●パチンコホールにおいて、スマートパチスロの稼働が引き続き好調。パチンコ機は、新しいゲーム性である「ラッキートリガー」を搭載した機械が普及、今後の市場活性化に期待。

●主にパチンコ機の販売台数が増加し、前期比で増収、増益。

■（ご参考）通期販売タイトル

パチンコ機	販売台数	発売時期
Pルパン三世 銭形からの招待状 77Sweet Ver.	7,000台	2024年９月
Pルパン三世 ONE COLLECTION	8,993台	2024年10月
P戦国乙女7 終焉の関ヶ原	7,502台	2025年１月
パチンコ機合計※	55,207台	–

パチスロ機	販売台数	発売時期
LToLOVEるダークネス	15,684台	2024年６月
Lバンドリ！	11,435台	2024年11月
Lルパン三世 大航海者の秘宝	10,839台	2024年12月
パチスロ機合計※	50,979台	–

※上記以外のタイトルの販売台数含む

ゴルフ事業

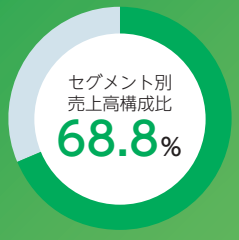

一志ゴルフ倶楽部

Love Life. Love Golf.
ゴルフは、もっと、素晴らしい。
PGM®
ACCORDIA GOLF

売上高 100,367 百万円

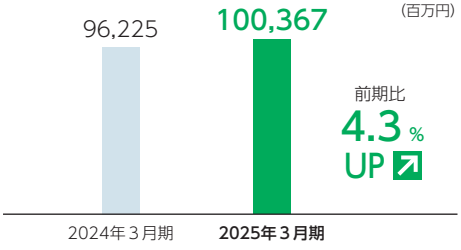

営業利益 18,450 百万円

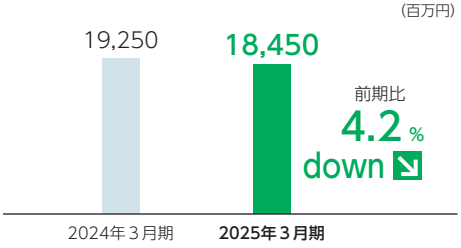

業績のポイント

●アコーディア・ゴルフを取得し、世界最大のゴルフ場保有会社へ。

●堅調なゴルフプレー需要、各種施策の奏功などにより、前期比で増収。利益面はアコーディア・ゴルフ取得に伴うアドバイザリー費用の計上などにより減益。

●差別化施策の「Cool Cart」や「Night Golf」を推進。

■ （ご参考）ゴルフ場ポートフォリオ（2025年3月末日時点）

	コース数	18H換算
ゴルフ場保有	321	379.0
ゴルフ場リース	1	2.0
合計	322	381.0

	コース数	18H換算
北海道	8	12.5
東北	15	18.0
関東・甲信越	131	154.5
東海・北陸	33	35.0
関西	73	90.0
中国	18	20.5
四国	6	6.5
九州・沖縄	38	44.0
合計	322	381.0

② 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は、19,525百万円であります。その主なものは、遊技機製造設備等1,439百万円、ゴルフ場設備等17,721百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、2025年１月31日付でPJC Investments㈱（現㈱アコーディア・ゴルフホールディングス）を子会社化しております。本株式取得に伴うM＆Ａ資金として510,000百万円、従前の設備投資資金として19,880百万円の借入を実施いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

株式取得の状況は以下のとおりです。

当社は、2025年１月31日付でPJC Investments㈱（現㈱アコーディア・ゴルフホールディングス）の全株式を取得いたしました。

当社の連結子会社であるパシフィックゴルフマネージメント㈱は、2024年10月１日付で㈱一志ゴルフ倶楽部の全株式の取得、2025年３月６日付で竜王ゴルフ(同)の全出資持分を取得いたしました。

（2）直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　分		第54期 (2021年４月１日～ 2022年３月31日)	第55期 (2022年４月１日～ 2023年３月31日)	第56期 (2023年４月１日～ 2024年３月31日)	第57期 (当連結会計年度) (2024年４月１日～ 2025年３月31日)
売上高	(百万円)	121,558	142,290	136,381	**145,867**
営業利益	(百万円)	10,235	26,905	23,430	**27,690**
経常利益	(百万円)	10,467	26,631	22,746	**21,332**
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,193	20,685	16,611	**13,064**
１株当たり当期純利益	(円)	22.24	209.72	168.43	**132.46**
総資産	(百万円)	417,066	423,727	428,029	**1,051,598**
純資産	(百万円)	217,186	231,005	239,185	**244,315**
１株当たり純資産額	(円)	2,202.00	2,342.18	2,425.14	**2,475.16**

(注) １．１株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、１株当たり純資産額は自己株式数を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
２．当社は2025年１月31日付でPJC Investments㈱（現㈱アコーディア・ゴルフホールディングス）の全株式を取得して子会社化いたしました。本株式取得は2025年３月31日をみなし取得日としているため、当連結会計年度においては連結貸借対照表のみを連結しております。

（3）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

2025年３月31日現在における当社の連結子会社は31社であり、そのうち重要な子会社は、以下のとおりです。

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
㈱オリンピア	4,077	100.0	遊技機の開発及び製造
パシフィックゴルフマネージメント㈱	100	100.0	ゴルフ事業の経営管理 ゴルフ事業に係る子会社の株式保有 ゴルフ場の運営及び運営受託
PGMプロパティーズ㈱	100	100.0 (100.0)	ゴルフ場の保有
㈱アコーディア・ゴルフホールディングス	100	100.0	ゴルフ事業の経営管理 ゴルフ事業に係る子会社の株式保有
㈱アコーディア・ゴルフ	50	100.0 (100.0)	ゴルフ事業の経営管理 ゴルフ事業に係る子会社の株式保有 ゴルフ場の経営

(注) 1．議決権比率の（ ）内は、間接保有によるものです。
2．当社は、2025年１月31日付でPJC Investments㈱（現㈱アコーディア・ゴルフホールディングス）の全株式を取得したことにより、同社とその連結子会社17社を連結子会社といたしました。
3．当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	㈱アコーディア・ゴルフホールディングス
特定完全子会社の住所	東京都台東区東上野一丁目14番７号
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	255,276百万円
当社の総資産額	715,452百万円

（4）対処すべき課題

当社グループは、2028年３月期を最終年度とする中期経営計画を策定し2025年５月14日に公表いたしました。中期経営計画においては以下の数値目標達成に向けて取り組みを進めてまいります。

＜数値目標＞

重要指標		2028年３月期目標（連結）
成長性	売上高	3,270億円
	営業利益	730億円
	EBITDA	1,060億円
資本収益性	ROE（%）	11.3%
財務健全性	純有利子負債／EBITDA倍率	4.7倍

※中期経営計画の詳細は2025年５月14日に公表いたしました「中期経営計画2027」をご参照ください。

（5）主要な事業内容 （2025年３月31日現在）

事業区分	主要な事業内容
遊技機事業	遊技機の開発、製造及び販売
ゴルフ事業	ゴルフ場の運営（全国322コース）

（6）主要な営業所及び工場 （2025年３月31日現在）

・当社

① 平和本社ビル	東京都台東区
② 管理本部ビル	東京都台東区
③ 営業本部ビル	東京都台東区
④ 赤堀工場	群馬県伊勢崎市
⑤ 営業所	東京都台東区、他19拠点

・子会社

① ㈱オリンピア	東京都台東区
② パシフィックゴルフマネージメント㈱	東京都台東区
③ PGMプロパティーズ㈱	東京都台東区
④ ㈱アコーディア・ゴルフホールディングス	東京都台東区
⑤ ㈱アコーディア・ゴルフ	東京都品川区

（7）使用人の状況　（2025年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
9,029　名 (11,736) 名	3,995　名増 (6,106) 名増

(注) 1．使用人数は就業人員であり、臨時雇用者は（　）内に年間の平均人数を外数で記載しております。
2．使用人数が前連結会計年度末に比べ3,995名増加した主な要因は、2025年１月31日付でPJC Investments ㈱（現㈱アコーディア・ゴルフホールディングス）他17社を連結子会社化したためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
516名	10名増	44.8歳	18.3年	6,399,555円

(注) 1．使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。臨時雇用者はその総数が使用人数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

（8）主要な借入先の状況　（2025年３月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
㈱三井住友銀行（シンジケートローン）　(注) 1	331,500
㈱三井住友銀行（シンジケートローン）　(注) 2	178,500
㈱みずほ銀行	33,756

(注) 1．㈱三井住友銀行及び㈱みずほ銀行をエージェントとする計10行からの協調融資によるものです。
2．㈱三井住友銀行及び㈱みずほ銀行をエージェントとする計10行からの協調融資によるものです。

（9）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

（1）株式の状況 （2025年３月31日現在）

① 発行可能株式総数 228,903,400株

② 発行済株式の総数 99,809,060株

③ 株主数 54,114名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
㈱石原ホールディングス	42,244,000株	42.83%
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	8,599,400株	8.72%
㈱日本カストディ銀行（信託口）	3,098,300株	3.14%
石原昌幸	2,994,000株	3.04%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 （常任代理人 ㈱みずほ銀行決済営業部）	1,077,466株	1.09%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 （常任代理人 ㈱みずほ銀行決済営業部）	866,060株	0.88%
石原潤子	750,000株	0.76%
JP MORGAN CHASE BANK 385781 （常任代理人 ㈱みずほ銀行決済営業部）	734,880株	0.75%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 （常任代理人 ㈱みずほ銀行決済営業部）	596,318株	0.60%
嶺井勝也	593,900株	0.60%

(注) 1．持株比率は自己株式（当社保有分1,181,890株）を控除して計算しております。
2．持株比率は小数第３位を四捨五入しております。

（2）新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（3）会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担　当
代表取締役社長	**嶺　井　勝　也**	
代表取締役副社長	**諸見里　敏　啓**	管理本部 本部長
常務取締役	**宮　良　幹　男**	開発生産本部 本部長
取締役	**兼　次　民　喜**	
取締役	**山　口　孝　太**	
取締役	**遠　藤　明　哲**	
取締役	**前　田　后　穂**	
常勤監査役	**中　田　勝　昌**	
監査役	**大　友　良　浩**	
監査役	**杉　野　剛　史**	

(注) 1．取締役のうち、山口孝太、遠藤明哲及び前田后穂は、社外取締役であります。
2．監査役のうち、大友良浩及び杉野剛史は、社外監査役であります。
3．当該事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。
・代表取締役社長嶺井勝也は、㈱オリンピア、パシフィックゴルフマネージメント㈱、㈱アコーディア・ゴルフホールディングス及び㈱アコーディア・ゴルフの取締役を兼務しております。
・代表取締役副社長諸見里敏啓は、㈱オリンピア、パシフィックゴルフマネージメント㈱、㈱アコーディア・ゴルフホールディングス、㈱アコーディア・ゴルフ及び㈱ゴルフ・アライアンスの取締役を兼務しております。
・常務取締役宮良幹男は、㈱オリンピアの代表取締役副社長を兼務しております。また、㈱ジャパンセットアップサービスの取締役を兼務しております。
・取締役兼次民喜は、㈱オリンピアの代表取締役社長を兼務しております。また、パシフィックゴルフマネージメント㈱、㈱アコーディア・ゴルフホールディングス及び㈱アコーディア・ゴルフの取締役を兼務しております。
・取締役山口孝太は、木村・多久島・山口法律事務所のパートナーを兼務しております。また、ヒビノ㈱の社外取締役を兼務しております。また、トグルホールディングス㈱の社外監査役を兼務しております。また、GLP投資法人の監督役員を兼務しております。
・取締役遠藤明哲は、北光監査法人の代表社員を兼務しております。
・取締役前田后穂は、ＴＭＩ総合法律事務所のアソシエイトを兼務しております。
・監査役大友良浩は、㈱テレメディックの取締役を兼務しております。また、アクシスコンサルティング㈱の社外取締役を兼務しております。
・監査役杉野剛史は、㈱ピアラ、ＭＳＹ㈱及び㈱オスティアリーズの監査役を兼務しております。
4．取締役山口孝太及び前田后穂、監査役大友良浩は、弁護士の資格を有しております。
5．取締役遠藤明哲及び監査役杉野剛史は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6．当社は、取締役山口孝太、遠藤明哲及び前田后穂、監査役大友良浩及び杉野剛史を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と常勤監査役及び各社外役員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、１年毎に契約更新しております。なお、当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

⑤ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において決議しております。当該方針の概要は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬等は、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブとして機能するよう、業績に応じて株主と利害を共有する報酬体系とし、各取締役の報酬等の決定に際しては、役位、役割、職責等を踏まえるものとしております。業務執行取締役の報酬等は、基本報酬と業績連動報酬等により構成し、社外取締役の報酬等は、独立性を確保する観点から基本報酬のみとしております。

基本報酬については、月額の固定報酬とし、役位、役割、職責等に応じた金銭報酬として支給しております。業績連動報酬等については、会社業績との連動性を確保するために、本業の利益である営業利益を基礎として算定しており、当社グループの営業利益をベースとした管理上の利益（以下「管理利益」といいます。）を用いております。業績連動報酬等の支給額は、管理利益が基準値以上の場合、その達成度合いによって異なり当社グループの業績が拡大するにつれて高くなります。報酬総額に占める業績連動報酬等の割合は概ね14％から40％の範囲内で変動し、算出された額を翌期の６月に支給しております。なお、当社グループの管理利益が基準値に満たない場合には、支給しないこととしております。

当社の監査役の報酬等は、株主総会で決議された監査役報酬枠の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

ロ．役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1988年２月17日開催の第19回定時株主総会において年額1,000百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。

監査役の報酬限度額は、1994年３月30日開催の第25回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

ハ．取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

各取締役が受ける報酬額の決定方法については、算定の基礎となる役位ごとの報酬テーブルを取締役会において審議したうえで各取締役への報酬等の配分を、代表取締役社長嶺井勝也及び管理本部本部長である代表取締役副社長諸見里敏啓に一任しております。代表取締役２氏に委任した理由は、代表取締役２氏はその立場から、当社グループの経営状況等を踏まえ、各取締役のパフォーマンスに応じた評価配分を適切に実行できると判断したためであります。なお、上記のとおり、取締役の報酬等の決定に際して報酬テーブルを取締役会において審議していることから、これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬等の額が決定されることは、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであり、当社取締役会は相当であると判断しております。

ニ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	154百万円 (16)	154百万円 (16)	－百万円 (－)	－百万円 (－)	6名 (3)
監査役 (うち社外監査役)	25 (9)	25 (9)	－	－	3 (2)
合計 (うち社外役員)	180 (26)	180 (26)	－ (－)	－ (－)	9 (5)

(注) 1．2025年３月期の業績連動報酬等は、管理利益が基準値に満たなかったため支給しておりません。
2．当事業年度末日現在の取締役は７名（うち社外取締役は３名）、監査役は３名（うち社外監査役は２名）であります。上記の取締役の支給人員と相違しておりますのは、無報酬の取締役が１名存在しているためであります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については、「①　取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

なお、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（６回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役　山　口　孝　太	17回	100%	－	－
取締役　遠　藤　明　哲	17回	100%	－	－
取締役　前　田　后　穂	14回	100%	－	－
監査役　大　友　良　浩	17回	100%	６回	100%
監査役　杉　野　剛　史	17回	100%	６回	100%

（注）取締役前田后穂は2024年６月27日開催の第56回定時株主総会で選任されたため、就任後開催された取締役会（14回）の出席回数及び出席率を記載しています。

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役山口孝太及び前田后穂、監査役大友良浩は主に弁護士として、取締役遠藤明哲及び監査役杉野剛史は主に公認会計士としての専門的見地から、それぞれ議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

・社外取締役について果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役山口孝太は、弁護士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、独立した立場から当社経営への助言や適切な監督等社外取締役に求められる役割を果たしております。具体的には、情報共有を目的とした社外役員のみの会合への出席や、取締役会実効性評価の実施に際しての中心的役割を担うなど、当社のコーポレートガバナンスの向上に大いに寄与されております。

取締役遠藤明哲は、公認会計士及び税理士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、独立した立場から当社経営への助言や適切な監督等社外取締役に求められる役割を果たしております。具体的には、社外役員のみの会合への出席や、各種経営に関する会議に提出される資料への助言、取締役会の意思決定の妥当性への提言等、当社のコーポレートガバナンスの向上に大いに寄与されております。

取締役前田后穂は、弁護士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、独立した立場から当社経営への助言や適切な監督等社外取締役に求められる役割を果たしております。具体的には、社外役員のみの会合への出席や、サステナビリティ委員会へのアドバイザーとしての参加、取締役会の意思決定の妥当性への提言等、当社のコーポレートガバナンスの向上に大いに寄与されております。

（4）会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	76百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	164百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

非監査報酬は、㈱アコーディア・ゴルフホールディングス取得に伴うＰＭＩに関する助言業務を有限責任監査法人トーマツに委託した費用等であります。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社監査役会が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認める場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に上程する方針です。

3 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

（1）業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社におけるコンプライアンスについては、「コンプライアンス規程」に基づき取締役及び使用人へのコンプライアンスの徹底を図ることにより、個人の倫理観を磨き、良心と良識に基づいて、公正で健全な事業活動を行う。

コンプライアンスについて疑義のある行為を使用人が直接情報提供する手段として、相談窓口を設置し、運営する。また、匿名を希望する者に対してはそれを妨げない等、通報者に不利益が生じないことを確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社における取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、適切かつ確実に検索できる状態で保存、管理することとし、取締役及び監査役は常時これらを閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社における損失の危険の管理については、「リスク管理規程」に基づきリスク管理体制を構築する。

リスク管理体制は「リスク管理規程」に定めるリスク管理責任者のもと、各部門で対応し、総務部門が各部門の対応をまとめ、リスク管理を実行する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社における経営上の意思決定は、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」を定め、毎月の取締役会をはじめ、規程に基づき委譲された権限に応じて社内の各階層において実施する。

各取締役は取締役会において、全社的な目標である年度計画達成のための取組みと進捗状況を報告し、また、課題等について協議し、具体的な対策を決定する。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社からなる企業集団における業務は、当社及び子会社に適用する「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」並びにこれらに相当する規程に基づき適正に確保される。子会社の経営管理については、経営企画部門が「関係会社管理規程」に基づき、子会社の自律性を尊重しつつ、適宜報告を受けるよう子会社との連携を保持し、子会社が企業集団の一員として発展に寄与するよう管理する。

当社の内部監査部門は当社及び子会社の内部監査を実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役の要求に応じて、内部監査部門より職務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、監査役と協議する。また、監査役スタッフに対する監査役の指示の実効性を制限・制約する事象が生じているなどの場合には、監査役スタッフに対する指示の実効性確保のため、監査役は代表取締役等又は取締役会に対して必要な要請を行う。

⑦ 監査役に報告するための体制

当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合のほか、企業集団の内部監査の状況、相談窓口への通報状況等を監査役に報告する。

また、当該報告をした者が報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことが確保されていない場合には、監査役は代表取締役等又は取締役会に対して必要な要請を行う。

⑧ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席することによって、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求める。

また、監査役は、当社の会計監査人から会計監査及び内部統制監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うほか、代表取締役と定期的に意見交換会を行う。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が、その職務の執行について生ずる費用について、前払い又は償還等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。ただし、監査費用の支出にあたっては、監査役はその効率性及び適正性に留意する。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社における反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も拒絶することとする。

「コンプライアンス規程」に基づき、取締役及び使用人に周知徹底し運用を行う。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築し運用する。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行について

取締役は、取締役会において、年度計画達成のため、取組み内容や進捗状況を月次で報告し、重要な課題等に対しては具体的な対策を検討・決定しております。また、取締役は「職務権限規程」に基づいた権限委譲を行い、各階層において意思決定をさせることで、職務執行を効率的に行っております。

② コンプライアンスについて

当社は、「コンプライアンス規程」に基づき、取締役及び使用人に対して、コンプライアンス意識を醸成させるため、イントラネット等を通じて、当社のルール（経営理念、経営方針、行動準則、社内規程等）の徹底を図っております。また、子会社においても同様の体制を整えております。

当事業年度においては、前事業年度に引き続き、使用人に対し、コンプライアンス意識の醸成のため、イントラネット及びメールを用いた情報提供を行いました。

③ リスク管理について

当社は、「リスク管理規程」に基づき、当社グループを取り巻くさまざまなリスクに対して的確な管理、対応が可能となるよう体制を整えております。

当事業年度においては、サステナビリティに関するリスクを含む会社に重大な影響を及ぼすリスクの収集、評価を実施し、継続的に予防策の検討を行いました。また、リスク発生時の対応策や報告体制の確認を行いました。子会社については、子会社からのリスク情報の収集及びその対応策の確認を実施いたしました。

内部監査部門は、リスク管理の状況をモニタリングし、その結果を代表取締役等に報告しております。

④ グループ管理体制について

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社における重要事項については事前協議することとし、それ以外の事項については月次で報告を受ける体制を整えております。

⑤ 監査役の職務執行について

監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当社の業務執行状況の監査を行っております。また、取締役会等の重要な会議に出席するほか、会計監査人、取締役、内部監査部門と定期的に会合をもち、情報交換を行うことで、取締役の職務執行状況、内部統制システムの整備状況やその運用状況を確認しております。子会社については、子会社の取締役、監査役等と情報交換を行うほか、必要に応じて子会社から事業の報告を受けております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第57期 2025年３月31日現在
資産の部	
流動資産	**137,807**
現金及び預金	77,799
受取手形及び売掛金	12,561
電子記録債権	799
有価証券	14,448
商品及び製品	3,758
原材料及び貯蔵品	15,949
その他	12,550
貸倒引当金	△59
固定資産	**913,790**
有形固定資産	**615,521**
建物及び構築物	118,709
機械装置及び運搬具	10,708
工具、器具及び備品	8,777
コース勘定	302,680
土地	151,092
リース資産	11,796
建設仮勘定	11,757
無形固定資産	**271,126**
のれん	266,252
その他	4,874
投資その他の資産	**27,142**
投資有価証券	8,520
繰延税金資産	10,185
その他	8,657
貸倒引当金	△220
資産合計	**1,051,598**

科目	第57期 2025年３月31日現在
負債の部	
流動負債	**111,411**
支払手形及び買掛金	5,842
電子記録債務	2,641
1年内返済予定の長期借入金	44,433
未払法人税等	11,145
賞与引当金	2,689
株主優待引当金	380
災害損失引当金	614
その他	43,662
固定負債	**695,872**
長期借入金	583,992
繰延税金負債	45,706
退職給付に係る負債	5,425
会員預り金	38,803
その他	21,944
負債合計	**807,283**
純資産の部	
株主資本	**243,874**
資本金	16,755
資本剰余金	54,864
利益剰余金	173,612
自己株式	△1,357
その他の包括利益累計額	**243**
その他有価証券評価差額金	291
退職給付に係る調整累計額	△47
非支配株主持分	**197**
純資産合計	**244,315**
負債純資産合計	**1,051,598**

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第57期 2024年4月1日から2025年3月31日まで
売上高	**145,867**
売上原価	**93,377**
売上総利益	**52,490**
販売費及び一般管理費	**24,799**
営業利益	**27,690**
営業外収益	**1,509**
受取利息	723
受取配当金	65
受取保険金	175
補助金収入	13
売電収入	119
固定資産売却益	100
その他	311
営業外費用	**7,867**
支払利息	1,928
支払手数料	5,240
固定資産除却損	297
災害復旧費用	78
災害損失引当金繰入額	85
その他	237
経常利益	**21,332**
特別利益	**－**
特別損失	**－**
税金等調整前当期純利益	**21,332**
法人税、住民税及び事業税	7,678
法人税等調整額	589
当期純利益	**13,064**
非支配株主に帰属する当期純利益	－
親会社株主に帰属する当期純利益	**13,064**

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第57期 2025年３月31日現在
資産の部	
流動資産	**51,115**
現金及び預金	16,993
受取手形	565
電子記録債権	799
売掛金	1,476
有価証券	4,998
商品及び製品	717
原材料及び貯蔵品	14,429
前渡金	5,341
前払費用	136
関係会社短期貸付金	5,000
その他	685
貸倒引当金	△28
固定資産	**664,337**
有形固定資産	**20,627**
建物	3,801
構築物	71
機械及び装置	117
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	1,757
土地	14,777
リース資産	23
建設仮勘定	78
無形固定資産	**47**
ソフトウエア	22
その他	25
投資その他の資産	**643,662**
投資有価証券	6,790
関係会社株式	371,893
関係会社長期貸付金	259,760
破産更生債権等	196
繰延税金資産	4,230
その他	987
貸倒引当金	△196
資産合計	**715,452**

科目	第57期 2025年３月31日現在
負債の部	
流動負債	**36,043**
電子記録債務	2,641
買掛金	4,204
関係会社短期借入金	8,000
１年内返済予定の長期借入金	17,850
未払金	1,725
未払費用	106
未払法人税等	344
賞与引当金	304
株主優待引当金	380
その他	485
固定負債	**494,428**
長期借入金	492,150
退職給付引当金	538
その他	1,740
負債合計	**530,471**
純資産の部	
株主資本	**184,669**
資本金	**16,755**
資本剰余金	**37,433**
資本準備金	16,675
その他資本剰余金	20,758
利益剰余金	**131,825**
利益準備金	3,468
その他利益剰余金	128,356
別途積立金	7,512
繰越利益剰余金	120,844
自己株式	**△1,344**
評価・換算差額等	**311**
その他有価証券評価差額金	311
純資産合計	**184,980**
負債純資産合計	**715,452**

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第57期 2024年4月1日から2025年3月31日まで
売上高	**45,937**
売上原価	**26,755**
売上総利益	**19,181**
販売費及び一般管理費	**13,701**
営業利益	**5,480**
営業外収益	**4,538**
受取利息	703
有価証券利息	20
受取配当金	3,267
業務受託料	220
その他	326
営業外費用	**6,376**
支払利息	1,154
減価償却費	34
支払手数料	5,127
売電費用	12
固定資産除却損	3
その他	45
経常利益	**3,642**
特別利益	**－**
特別損失	**－**
税引前当期純利益	**3,642**
法人税、住民税及び事業税	299
法人税等調整額	△188
当期純利益	**3,530**

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月19日

株式会社　平　　和
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　基　之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古　賀　祐　一　郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐　藤　　元

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社平和の2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社平和及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月19日

株式会社　平　　和
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　基　之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古賀祐一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐　藤　　元

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社平和の2024年４月１日から2025年３月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月20日

株式会社　平　　和　監査役会

常勤監査役　**中田勝昌**㊞

社外監査役　**大友良浩**㊞

社外監査役　**杉野剛史**㊞

以　上

以　上

第57回定時株主総会　会場ご案内図

会場

東京ドームホテル 地下１階「天空」

東京都文京区後楽一丁目３番61号
電話番号（03）5805-2111（代表）

交通のご案内

● JR 中央線・総武線

水道橋駅東口より　徒歩約２分
水道橋駅西口より　徒歩約１分

● 都営地下鉄 三田線

水道橋駅A2出口より　徒歩約１分

● 都営地下鉄 大江戸線

春日駅６番出口より　徒歩約６分

● 東京メトロ 丸ノ内線・南北線

後楽園駅２番出口より　徒歩約５分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。

目的地入力は不要です!

右図を
読み取りください。

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。